

ネグレクトが歯科健診や学校健診で早期に発見できることをご存知ですか。ネグレクトは児童虐待の一つで「児童の心身の正常な発達を妨げるような減食と放置」と定義される、いわゆる「養育放棄」のことです。

都市部では、核家族化や近隣との人間関係が希薄となり、子どもの養育環境も複雑化しています。そして親は育児不安を抱えているのに、地域での互いに子育ての手助けをすることが少なくなってきているのが現状です。子育ての「理想と現実」とのギャップや、このことによるストレスもネグレクトや子どもに対する拒否的態度に繋がっているのでしょうか。

近年、むし歯や歯周病などお口の中の病気に對する意識が高まり、乳幼

児の頃から、歯科医院での定期検診や予防処置などを受けることにより、特にむし歯の数は年々減少傾向にあります。ちなみに厚生労働省の歯科実態調査でも、2歳〜19歳の一人平均の治療されず放置されているむし歯の数は一本未満だそうです。

にもかかわらず、ネグレクトされている子どもたちは満足な食事も与えられず、インスタント食品や清涼飲料水などの偏った食事が多く、歯磨きもせず、お口の中は清掃不良で、歯科を受診することもないため、重度の多数のむし歯や歯ぐきの炎症、口臭などが見受けら

ず。

## 重度むし歯、炎症なども目安に 気になる子ども養育の複雑化

れる傾向にあり、これらが子どもの生活環境や親の育児姿勢をうかがい知る目安となります。

一般的に、児童虐待を行っている親は、その行為を隠す意味でも、むし歯ぐらいならと歯科医治療を受けさせません。ですから、一般の歯科医院ではネグレクトの発見は難しいといえます。しかし、乳幼児健診や学校歯科検診では、親の意思とは別に、ほとんどの子どもの健康診を受けるのですから（何らかの理由で健康診を受けない子どももいるが）この健康診を受けない子

どもを心身ともに健やかに育てることは親だけでなく社会全体の課題です。児童虐待の防止や解決は難しい問題ではありますが、子どものお口の中の虐待の深刻化の兆候を見逃さないためにも、歯科医師が診療や健診の際に、児童虐待の早期発見と予防に果たす役割は大

児童虐待防止法では「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、または児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所に通告しなければなりません」とあり、歯科医療従事者は虐待を疑っただけでも報告の義務があると定められています。

きいと考えています。

乙訓歯科医師会 学  
校歯科部長 内藤規晶